

保険医療機関
保 険 薬 局 届出事項変更(異動)届

| | | | | |
|--|---------|----------------------------|----------------|-------------|
| 医療機関(薬局)コード | | 保険医療機関又は 保険薬局の名称 | 電話番号 () | |
| ① 保険医療機関 又は 保険薬局の名称 | 変更前 | (フリガナ) (変更年月日) | | |
| | 変更後 | (フリガナ) 平成 年 月 日 | | |
| ② 開設者名 又は 代表者名 (法人の場合は法人名 及び代表者職氏名) | 変更前 | (フリガナ) (変更年月日) | | |
| | 変更後 | (フリガナ) 平成 年 月 日 | | |
| | | 保険医又は保険薬剤師 の登録の記号又は番号 | () 医・歯・薬 号 | 医籍等登録番号 第 号 |
| ③ 管理者 又は 管理薬剤師 | 変更前 | (フリガナ) (変更年月日) | | |
| | 変更後 | (フリガナ) 平成 年 月 日 | | |
| ④ 保険医 又は 保険薬剤師 (※記入欄が足りない 場合は、「届出事項変 更(異動)届 附票」に 記入すること) | 勤務者 | (フリガナ) (変更年月日) | | |
| | | 保険医又は保険薬剤師 の登録の記号又は番号 | () 医・歯・薬 号 | 医籍等登録番号 第 号 |
| | | 常勤・非常勤の別 | 常勤・非常勤 | 担当診療科 |
| | 退職者 | (フリガナ) (変更年月日) | | |
| | | 保険医又は保険薬剤師 の登録の記号又は番号 | () 医・歯・薬 号 | 医籍等登録番号 第 号 |
| | | 常勤・非常勤の別 | 常勤・非常勤 | 担当診療科 |
| ⑤ その他の変更 区画変更、診療科目、 診療時間(開局時 間)、病床数変更、法 人の所在地変更 等 | 変更前 | (変更年月日) | | |
| | 変更後 | 平成 年 月 日 | | |
| ⑥ 保険医療機関又は 保険薬局の廃止・休 止・再開 | 区 分 | 廃止 ・ 休止 ・ 再開 (廃止・休止・再開年月日) | | |
| | 理 由 | 平成 年 月 日 (平成 年 月 日まで) | | |
| ⑦ 健康保険法第80条 第7号から第9号まで のいずれかに該当 | 該当する法律 | | | |
| | 内 容 | | | |
| | 該当する年月日 | | 平成 年 月 日 | |
| | 処分権者等 | | | |

上記のとおり届け出ます。

開設者の住所及び氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称、代表者の職氏名)

平成 年 月 日

(住 所) 〒

九州厚生局長

殿

(氏 名)

印

電話番号 ()

記入上の注意

- 1 ①～⑦の該当する事項の欄について記入すること。
- 2 ②、③、④の「保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号」の欄の()は、記号の漢字を記入すること。また(医・歯・薬)は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 ②、③、④の「医籍等登録番号」の欄は、医籍登録番号・歯科医籍登録番号・薬剤師名簿登録番号を記入すること。
- 4 ④の「常勤・非常勤」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 5 ⑤の欄において、診療時間(開局時間)の変更を届け出る場合には、「変更後」の欄に、変更後の診療時間(開局時間)をすべて記入すること。
- 6 ⑥の「廃止・休止・再開年月日」の欄は、それぞれ該当する期日を記入すること。なお、休止の場合は、休止期間の末日(平成 年 月 日まで)も併せて記入すること。
- 7 ⑦の欄は、健康保険法第80条の第7号から第9号(下記参照)のいずれかに該当した場合に記入すること。
- 8 それぞれの届出に必要な添付書類については、添付書類一覧表にて確認すること。

○ 健康保険法第80条(一部抜粋)

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)

第80条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険薬局に係る第63条第3項第1号の指定を取り消すことができる。

一～六(省略)

七 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

八 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、保険医療機関又は保険薬局の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。